

## 2 簡易専用水道検査

### 1 概要

#### 1] 目的

市や町の水道水を受水槽と呼ばれる飲料用水槽に受けて使用する簡易専用水道及び小規模貯水槽水道について、設置者が実施している日々の管理状況を検査し、飲料水の安全を確保する。

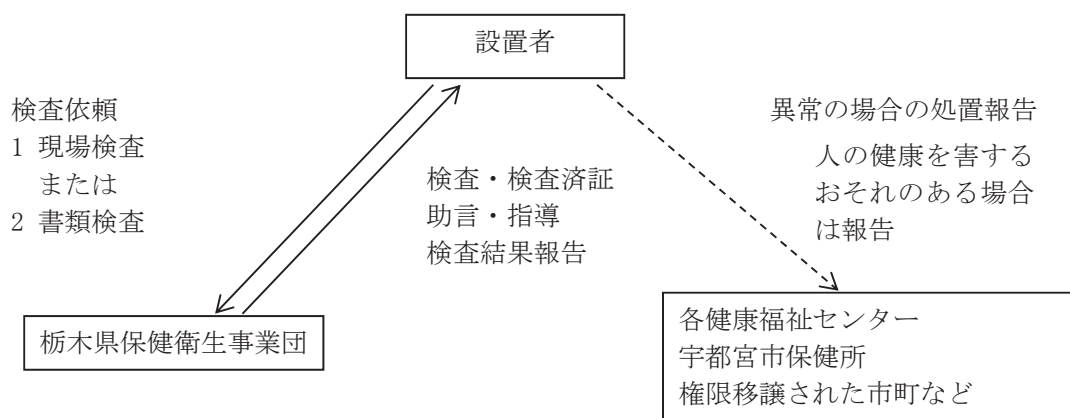
#### 2] 対象

学校や共同住宅、ビルなどに設置される受水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>を超える施設（現場検査）、及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管理法)の適用がある施設（書類検査）。受水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>以下の施設（小規模貯水槽水道）及び井戸水を受水槽に受けている施設についても依頼に基づき簡易専用水道検査に準じて検査を実施。

#### 3] 登録検査機関

水道法第34条の2第2項に基づく厚生労働大臣登録検査機関（登録番号第41号）

#### 4] 検査システム



### 5] 検査方法

#### (1) 現場検査

##### 1) 書類の整理等に関する検査

給水設備の図面（配管系統図や周辺構造物の配置図）、水槽の清掃記録、その他の帳簿書類の保存状況確認

##### 2) 施設検査

受水槽や高置水槽及びその周辺の管理状況確認

##### 3) 水質検査

臭気、味、色、色度、濁度及び残留塩素

#### (2) ビル管理対象施設における書類検査

当該施設の管理担当者がビル管理技術者の意見に基づき記入した「簡易専用水道施設管理状況報告書」の内容を確認し、実施した。

## 2 実施状況

### 1] 実施状況

表1 実施件数

	実施件数
現場検査	1,296
書類検査	137

図1 検査件数の年次推移

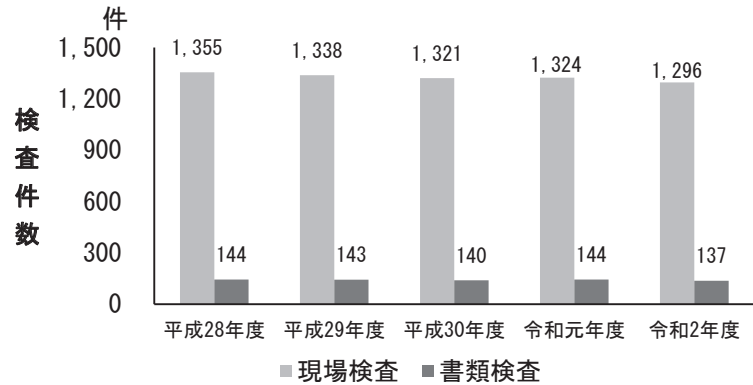


表2 現場検査における受水槽の規模別実施状況

V : 受水槽の有効容量 (m <sup>3</sup> )	施設数	規模比率
小規模貯水槽水道		
0 < V ≤ 5	17	1.3
5 < V ≤ 10	72	5.6
簡易専用水道		
10 < V ≤ 20	560	43.2
20 < V ≤ 40	449	34.7
40 < V ≤ 60	134	10.3
60 < V ≤ 80	22	1.7
80 < V ≤ 100	17	1.3
100 < V	25	2.9
総 数	1,296	100.0

### 2] 検査別総合判定

	実施件数	問題なし (%)	改善が必要 (%)	衛生上問題あり (%)
現場検査	1,296	682 (52.6)	596 (46.0)	18 (1.4)
書類検査	137	137 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
総数	1,433	819 (57.1)	596 (41.6)	18 (1.3)

## 3] 現場検査における不適について

表3 現場検査における受水槽の規模別実施状況

検査事項	判定基準	不適件数	
		受水槽	高置水槽
水槽周囲の状態	1 点検、清掃、修理等に支障のない空間がある	6	3
	2 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていない	46	19
	3 たまり水、湧水等がない	13	6
水槽本体の状態	4 点検、清掃、修理等に支障のない形状である	0	15
	5 亀裂し、又は漏水している箇所がない	46	11
	6 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がない	36	17
	7 電極部、揚水管等の接合部が固定、防水密閉されている	16	4
水槽上部の状態	8 水たまりができず、ほこり等有害なものの堆積がない	52	22
	9 ふたの上部には他の設備機器等が置かれていない	0	0
	10 上床盤上部に、汚染設備、機器等が置かれていない	5	0
水槽内部の状態	11 沈積物、内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常にない	148	52
	12 掃除が定期的に行われている	8	2
	13 光が透過する状態になっていない	20	42
	14 当該施設以外の配管設備がない	5	1
	15 流入口と流出口が近接していない	11	3
	16 水中及び水面に異常な浮遊物質がない	7	6
マンホールの状態	17 ふたが防水密閉型であり、ほこり等有害なものが入らず、点検等を行う者以外が容易に開閉できないものである	79	73
	18 マンホール面は有効に立ち上がっている	3	0
オーバーフロー管の状態	19 管端部からほこり等有害なものが入らない	1	0
	20 管端部の防虫網が確認でき、正常であり、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分である	12	15
	21 管端部と排水管の流入口等とは直結でなく、その間隔は逆流防止に十分な距離である	9	0
通気管の状態	22 管端部からほこり等有害なものが入らない	11	5
	23 管端部の防虫網が確認でき、正常であり、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分である	40	95
	24 十分な有効断面積を有するものである	0	0
水抜管の状態	25 管端部と排水管の流入口等とは直結でなく、その間隔は逆流防止に十分な距離である	24	0
給水管等の状態	26 当該施設以外の配管設備と直接連結されていない	0	
	27 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していない	0	
水質検査	28 臭気		0
	29 味		0
	30 色		0
	31 色度		0
	32 濁度		0
	33 残留塩素		3
書類の整理等に関する検査	34 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の掃除の記録その他の帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。		218

4] 保健所報告（衛生上問題のあった施設）

表4 保健所報告件数及び内容

No.	報告要件 番号	詳 細	指摘場所		
			受水槽	高置水槽	給水栓
1	(6)	清掃未実施	○		
2	(2)	水槽内に死骸（昆虫）	○		
	(6)	清掃未実施	○		
3	(6)	清掃未実施	○	○	
4	(4)	内部に植物根の侵入	○		
5	(4)	内部に植物根の侵入	○		
6	(2)	水槽内に死骸（ダニ）	○		
7	(4)	内部に植物根の侵入	○		
8	(5)	通気管破損（雨水混入）		○	
9	(3)	残留塩素不検出			○
	(4)	内部に植物根の侵入	○		
10	(3)	残留塩素不検出			○
11	(2)	水槽内に死骸（昆虫）		○	
12	(6)	清掃未実施	○		
13	(3)	残留塩素不検出			○
14	(6)	清掃未実施	○	○	
15	(6)	清掃未実施	○		
16	(2)	水槽内に死骸（昆虫）	○		
17	(5)	水槽天板部破損（雨水混入）		○	
18	(6)	清掃未実施	○		

付表 厚生労働省告示第262号による水の供給について特に衛生上問題のある場合

報告要件番号	内 容
(1)	汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合
(2)	水槽内に動物等の死骸がある場合
(3)	給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合
(4)	水槽の上部が清潔に保たれず、又は、マンホール面が槽上面から、衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合
(5)	マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合
(6)	その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合